

(答弁書第四十四号) 昭和二十二年九月二日配付

内閣参甲第四七号

昭和二十二年八月二十九日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員稻垣平太郎君、大隈信幸君提出戦災私学復興助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付

參議院議員稻垣平太郎君、大隈信幸君提出戰災私學復興助成に関する質問に対する

答弁書

一、戰災私學への寄附金と所得税との關係については、

所得税法において個人の所得一切を綜合して能力に應じた税額を納付せしめる建前となつてゐるか、個人は所得税を納付せる残額の中から寄附をなすべきである。この考え方により、從來寄附金については、その目的を問はず、課税対象より除外し或は免税した事例はない。従つて戰災私學復興のため、誠に結構であるがそれについて所得税を免税することは國家財政にも重大な關係があり、適當でないと考ええる。

二、戰災私學に富籤の發行を認めることについては、

1 個々の私學に籤の發行を認めるときは全國において相當多数の發行主体を認めることとなり、なお他の事業等にも發行を認めざるを得なくなるのでその監督が誠に困難となる。

2 各学校単位における籤発行額は概ね少額となるものと思はれるが、発行経費、宣傳経費、獎金の割合はかえつて増加するので純収入はせいぜい発行額の四割以下のものに過ぎない。

3 籤の氾濫を予想され従つて國民の籤に対する飽和感から國、都道府縣の発行の籤の賣捌に影響を來すおそれもある

等の理由により実施は適當でない。

### 三、軍建築物等に無償拂下について、

私学が戦後の我國教育文化振興に重要な地位を占める実情にあると認められるので、この点は文部省とも協議の上緊急と認められるものに対し復旧の應急的措置として優先して旧軍用財産の轉用を図つてあり、これ等については拂下げも考慮している。

ただ、旧軍用財産は終戦後雜種財産となつたのであるが雜種財産の無償拂下は國有財産法第五條の規定により法律を以て規定の要がある。而して憲法第八十九條、財政法第九條の趣旨より見て無償の拂下

は認められない。かつ雑種財産は財政収入源に引当ててゐる次第でもあるので、遺憾ながら無償拂下の点については御希望に應ぜられない。